平成２８年（フ）第２２４号
東京都小金井市前原町５丁目１番37号コットンテール２
債務者　島崎　淑恵
1　決定年月日時　平成28年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月25日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１７０号
東京都昭島市朝日町１丁目10番２号ファミールヤナガワ303号
債務者　佐々木雪子
1　決定年月日時　平成28年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月26日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１８０１号
東京都江戸川区北篠崎２丁目13―11
債務者　庄司　邦彦（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成28年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月31日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２０６号
神奈川県海老名市東柏ケ谷３丁目３番20―301号　ユニコートミネオ（前住所）
債務者　笹原　里美（旧姓竹本）
1　決定年月日時　平成28年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２号
島根県隠岐郡西ノ島町大字別府209番地２、前住所島根県隠岐郡隠岐の島町栄町527番地
債務者　波多　麻美
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月21日午前10時
松江地方裁判所西郷支部破産係

平成２８年（フ）第３号
島根県隠岐郡海士町大字福井946番地２　ゆうあい住宅９号
債務者　子隅　　悟
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月21日午前10時20分
松江地方裁判所西郷支部破産係

破産手続廃止

平成２７年（フ）第１６０３号
福岡市中央区笹丘１丁目７番５号
破産者　山方　家斗
1　決定年月日　平成28年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１６０４号
福岡市中央区笹丘１丁目７番５号
破産者　山方百合子
1　決定年月日　平成28年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１７７４号
福岡市中央区笹丘１丁目７番５号
破産者　株式会社太陽ミート
1　決定年月日　平成28年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１９０２号
福岡市早良区有田３―10―２
破産者　株式会社ミスターホーム
1　決定年月日　平成28年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第７９７３号
神奈川県川崎市麻生区上麻生３丁目13―１―1105
破産者　渡邉　　仁
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８０７８号
東京都武蔵村山市中原１丁目６番地15
破産者　圏央物流株式会社
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８０７９号
東京都西多摩郡瑞穂町南平２丁目53―21
破産者　渡邊　基次
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９０３７号
東京都江戸川区篠崎町３丁目５―21―102
破産者　齋藤　成人
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９３７４号
東京都八王子市打越町351―４　振栄ハイツＶ―308、開始決定時の住所東京都八王子市川口町1597―５
破産者　森　　孝男
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９６９２号
東京都板橋区高島平１丁目21―18　グレースメール第２―203
破産者　宮内　淑子
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０１２６号
東京都文京区小石川１丁目25―５
破産者　伊原　勇太
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０３７３号
東京都千代田区九段南３―８―１　九段シティプラザ４Ｆ
破産者　株式会社コンパッソ
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０３７４号
東京都台東区千束３丁目10―３―607
破産者　吉開　俊也
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部